

平成25年3月19日

会 社 名:株式会社ノザワ

代表者名:取締役社長 野澤 俊也

(コード番号:5237 大証第二部)

問合せ先:取締役管理本部副本部長 松永 豊

(TEL 078-333-4111)

訴訟 (控訴) の提起に関するお知らせ

当社は、平成24年12月10日付「訴訟の判決に関するお知らせ」においてお知らせ致しました首都圏の建設作業従事者とその遺族より提起されている石綿疾患に関する損害賠償請求訴訟の判決について、原告らから、同判決を不服として控訴の提起がなされ、当社代理人に控訴状が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

(1) 年月日 : 平成 24 年 12 月 18 日 (控訴状送達日 平成 25 年 3 月 18 日)

(2) 裁判所名: 東京高等裁判所

(3) 事件番号: 平成24年(ネ)第8328号 首都圏建設アスベスト損害賠償請求控訴事件

2. 控訴を提起した者

首都圏在住の建設作業従事者とその遺族

3. 控訴を提起された者

国及び当社を含む建材メーカー42社

- 4. 第一審の判決の内容
 - ① 被告国に対して総額10億6,394万円の賠償を命じる。
 - ② 原告らの被告企業らに対する本訴請求を棄却する。
- 5. 訴訟の趣旨

原判決中控訴人らの敗訴部分の取消しと、国及び建材メーカー42社に対して総額117億3286万4000円の支払を求める。

6. 今後の見通し

当社は、控訴人からの控訴に対しては、引続き法廷の場において当社の主張を行う等、適切に対応していく所存です。なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

今後開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以 上